

産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

前年度一年間に交付した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を各都道府県知事又は政令市長へ報告する制度があります。

大津市に提出される際の留意事項や記載事項等について以下のとおり作成しましたので、参考としてください。

大津市 環境部 産業廃棄物対策課
電話番号 077-528-2062

目 次

- Q－1 報告書の提出者について
- Q－2 電子マニフェストを導入している場合の報告書の取扱いについて
- Q－3 自己運搬をした場合の報告書の記載について
- Q－4 中間処理業者の中間処理後の2次マニフェストの報告について
- Q－5 専ら物に係る報告書について
- Q－6 報告書の未提出による罰則等について
- Q－7 報告書の様式について
- Q－8 報告書に記入しきれない場合の様式について
- Q－9 報告書の入手方法について
- Q－10 報告書の受付期間について
- Q－11 報告書の提出先および提出方法について
- Q－12 報告書の作成(紙・電子データ)方法について
- Q－13 報告書の提出部数について
- Q－14 県内に事業所が複数以上ある場合の報告書の作成について
- Q－15 業種の取扱いについて
- Q－16 建設工事における事業場の取扱いについて
- Q－17 法人の場合の報告者の取扱いについて
- Q－18 ビル管理会社等が交付したマニフェストの報告について
- Q－19 報告書を作成する場合の留意事項について
 - (1) 社印・代表者印について
 - (2) 業種について(日本標準産業分類)
 - (3) 産業廃棄物の種類について
 - (4) 混合している産業廃棄物について交付したマニフェストの報告について
 - (5) 報告書の最小報告単位について
 - (6) 重量換算について(換算表)
 - (7) 許可番号の記載について
 - (8) 運搬受託者と処分受託者について
 - (9) 再委託した場合の記載方法について
 - (10) 持ち込み先が原料として購入した場合
 - (11) 自己運搬した場合の記載について
 - (12) 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を自己運搬した場合について
 - (13) 運搬先の住所の記載方法について
 - (14) 運搬先と処分場所の住所が同じ場合の記載について
 - (15) 処分場所の住所について

Q-1 報告書の提出者は誰ですか。

前年度に大津市内で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者は報告書を大津市に提出する必要があります。

産業廃棄物の排出量や交付枚数にかかわらず提出が必要です。

また、二次マニフェストを交付している中間処理業者も対象となります。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第12条の3第7項、同規則第8条の27

Q-2 電子マニフェストを導入した場合は、報告書は必要ですか。

電子マニフェストを用いた場合は、情報処理センターである(財)日本産業廃棄物処理振興センター(JW)より、各都道府県知事又は政令市長に報告されるため、事業者から報告する必要はありません。

ただし、電子マニフェストを導入した事業者も紙マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行った場合は、交付した紙マニフェスト分については報告書を提出する必要があります。

(電子マニフェストの問い合わせ先)

(財)日本産業廃棄物処理振興センター 電話:03-5275-7023(サポートセンター)

Q-3 自己運搬したものについても、報告書に記載するのですか。

自己運搬、自己処分したものについてはマニフェストの交付義務がありませんので、報告書に含める必要はありません。

ただし、産業廃棄物を自己運搬後、その処分を他人に委託する場合は、処分の部分について報告書に記載する必要がありますのでご注意ください。

Q-4 中間処理業者は中間処理後の産業廃棄物の運搬や処分を委託する際に交付する2次マニフェストについて報告しなければならないのですか。

2次マニフェストについてもその交付状況について報告する必要があります。

なお、中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自ら最終処分場へ搬入する際には、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せて、マニフェスト(2次マニフェスト)の交付も必要になります。したがって、運搬受託者の氏名または名称の欄には排出する中間処理業者名を記載することになります。

Q-5 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維で専ら再生利用の目的となるいわゆる専ら物のみを扱う業者に産業廃棄物を引き渡したものについても報告書に記載するのですか。

専ら物のみを再生目的で扱う業者に処理を委託する場合は、マニフェストの交付義務がないため、報告書に含める必要はありません。

なお、上記の4品目以外は専ら物にならないのでマニフェストの交付義務があり、報告書に記載する必要があります。

Q-6 報告書を提出しないと罰則等がありますか。

提出いただけない場合は、報告いただくように勧告する場合があります。

勧告に従っていただけない場合には、その旨を公表する場合があります。

公表後、なお正当な理由がなく勧告に係る措置をとっていただけない場合は、勧告に係る措置をとることを命ぜられる場合があります。(廃棄物処理法第12条の6)

廃棄物処理法第12条の6の命令に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。(廃棄物処理法第27条の2第11号)

(※平成30年4月1日よりマニフェストに係る罰則が強化されました。)

Q-7 報告書の様式は決められていますか。

廃棄物処理法で様式第三号(第8条の27関係)によるものと規定されています。様式については、大津市環境部産業廃棄物対策課のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載していますので、お手数ですがそちらから入手願います。

Q-8 報告書で記入しきれない場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

報告数が多く入力欄が足りない場合は、ホームページに追加様式を掲載しておりますので必要枚数コピーしてお使いください。

なお、2ページ目以降は事業所の名称およびページ番号を記載し、取りまとめのうえ報告してください。

Q-9 報告書の様式は対象者に送られてくるのですか。

ホームページに様式等を掲載していますので、お手数ですがそちらから入手していただくようお願いします。

Q-10 報告書の受付期間は。

前年度分を当該年度の4月1日から6月30日までに提出してください。

Q-11 報告書の提出先および提出方法はどのようにすればよいのですか。

報告書は大津市環境部産業廃棄物対策課で受け付けます。

提出の方法としては、郵送、メール及びご持参していただいた場合も受付をいたします。なお、郵送の際は、封筒の表に「管理票交付等状況報告書在中」と明記してください。

(あて先)

メール：otsu1710@city.otsu.lg.jp

郵便：〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 大津市環境部産業廃棄物対策課

持参：大津市役所 新館3階 産業廃棄物対策課 窓口

(※できる限りメールか郵送での提出をお願いします。)

また、大津市電子申請サービスも利用できます。下記URLかQRコードよりアクセスしていただき、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書」より手続きください。

<https://s-kantan.com/city-otsu-u/>



Q-12 報告書は紙ですか。電子データでの提出はできますか。

紙または電子データのどちらによるものでも受理します。記載についても、手書き、ワープロ等により作成したものでも差し支えありません。

電子データによるものは、ホームページから様式(Excel)をダウンロードして作成し、メールに添付した電子データでの提出をお願いいたします。

なお、提出の際は、メールに「管理票交付等状況報告書と報告者名」を記入ください。

Q-13 提出部数は何部ですか。

提出部数は1部です。なお、大津市の収受印を押印した控えが必要な場合は、2部を郵送もしくは持参で提出してください。郵送での返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

メールでの提出の場合は、押印した控えを返送できません。

Q-14 市内に複数以上の事業場がある場合、法人としてすべての事業場を1つの報告書としてとりまとめても良いですか。

事業場(マニフェスト記載欄の「事業場」若しくは「排出事業場」)ごとに報告書を取りまとめることが原則になります。

産業廃棄物の処理委託契約を本社等で一括して行っている場合でも、各支店及び営業所等の所在地で産業廃棄物を排出し処理業者へ引渡している場合は、各支店若しくは営業所単位で報告書を取りまとめる必要があります。

Q-15 複数の業種を営む事業者は、業種ごとに報告書を作成するのですか。

事業者の主要事業の業種として報告してください。

ただし、業種ごとに報告書をそれぞれ取りまとめて報告していただいても構いません。

Q-16 建設工事のように所在地が一定しない場合や、短期間で終了してしまうような場合でも、事業場ごとに報告書を取りまとめて報告するのですか。

建設工事等については、当該工事を管轄する支社及び営業所等の単位で報告書を取りまとめても構いません。

ただし、大津市に報告するものは大津市内で排出した産業廃棄物の分だけですので、大津市内の支社及び営業所等が大津市外の工事を管轄している場合でも、大津市外で排出したものを大津市の報告分に含めないように、取りまとめの際はくれぐれもご注意ください。

Q-17 法人の場合、報告者は会社の代表者(代表取締役)でなければならないのですか。支店長や所長等では駄目なのですか。

法人の場合は、氏名欄に法人の名称および代表者を記載することになりますが、代表者名については法人内における組織体制もあることから、各法人の判断に委ねるものとします。なお、当該欄には支店名や営業所名等は記載せず事業場の名称欄に記載してください。

ただし、報告者の氏名欄の代表者の氏名については、報告書の取りまとめが、Q-14で述べたように事業所ごとになりますので、その報告単位について代表者となる方の氏名を記載してください。

住所、電話番号についても、代表者の氏名の記載方法に準じて、該当場所のものを記載してください。

Q-18 ビル管理会社でマニフェストの交付等を行っている場合、報告者は誰になりますか。

平成23年3月17日環廃産発第110317001号産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)に記載されているように、農協やビル管理会社等がマニフェストの交付・管理を行っている場合は、農協やビル管理会社が報告者になります。

Q-19 報告書を作成する場合の留意事項を教えてください。

報告書の記載にあたっての留意事項を以下に示しますので、参考にしてください。

(1) 社印、代表者印は必要ですか。

大津市では特に求めません。

(2) 業種には具体的な名称を記載するのですか。

表1に示した日本標準産業分類の中分類の名称を記入してください。なお、中分類番号を付記していただいても結構です。

表1 日本標準産業分類

A 農業、林業 01 農業 02 林業 B 漁業 03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 05 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業 E 製造業 09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パイプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	G 情報通信業 37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報製作業 H 運輸業、郵便業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) I 卸売業、小売業 50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 J 金融業、保険業 62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業 (保健媒介代理業、保険サービス業を含む) K 不動産業、物品賃貸業 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業	L 学術研究、専門・技術サービス業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの) M 宿泊業、飲食サービス業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業 O 教育、学習支援業 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 P 医療、福祉 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 Q 複合サービス事業 86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの) R サービス業(他に分類されないもの) 88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務 S 公務(他に分類されるものを除く) 97 国家公務 98 地方公務 T 分類不能の産業 99 分類不能の産業
---	--	---

(3) 産業廃棄物の種類はどのように記載するのですか。

廃棄物処理法第2条第4項、同施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載します。また、廃棄物処理法第2条第5項、同施行令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物と分けて記載してください。複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、「混合廃棄物」とし、その混合物の一般的な名称を記入してください。(例えば、シュレッダーダストなど)どの産業廃棄物の種類に該当するかなど、不明な点がありましたら大津市環境部産業廃棄物対策課にお問い合わせください。

(4) 排出段階で複数の種類に産業廃棄物が分別されているにもかかわらず、1枚のマニフェストで複数の産業廃棄物の種類欄にチェックし、産業廃棄物を排出している場合はどのように報告書に記載するのですか。

排出段階で一体不可分の状態で混合している産業廃棄物ではなく、初めから分別されているものを排出する場合は、たとえ運搬先が同じであっても、その産業廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付することが必要ですので、日々の運用を見直すようにしてください。

(5) 排出量は小数点何位まで記載するのですか。

排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいて構いませんが、最小値は小数点第3位(1kgまで)として報告してください。

(6) 体積、個数などの単位で産業廃棄物を排出しているが、どのように t (トン) へ換算するのですか。

産業廃棄物には様々な種類、形状、形態が考えられることから、各事業者が排出している産業廃棄物について、自社で換算係数を定めているなど算出できる場合は、その値を使用してそれぞれt(トン)へ換算し報告書に記載してください。排出した産業廃棄物が委託先の処理業者等で計量され重量を算出できる場合は、その値を集計し報告していただいても構いません。

特に換算係数を定めていない場合は、表2の産業廃棄物の体積(m³)から重量(t)への換算係数を参考に排出量を計算し、報告書を作成してください。

表2 産業廃棄物の体積から重量への換算係数

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

例. 廃プラスチックを、12m³排出した場合

$$\text{体積 } 12\text{m}^3 \times \text{換算係数 } 0.35 = \underline{4.2\text{t}}$$

(7) 収集運搬業者は、積み込み先と積み降ろし先のそれぞれの許可が必要になりますが、両方の許可番号を記載するのですか。

積み込みをされた大津市又は滋賀県での許可番号(11桁又は10桁)を記載してください。
なお、区間委託の場合は区間ごとにおける都道府県の許可番号を記載してください。

(8) 運搬受託者と処分受託者は、誰が該当するのですか。

事業者が直接処理契約を締結している処理業者が運搬受託者、処分受託者にそれぞれ該当します。

(9) 再委託した場合の記載方法は。

初めに委託契約した収集運搬業者や処分業者ではなく、実際に産業廃棄物の収集運搬や処分を行った再委託先の処理業者を運搬受託者、処分受託者として記載し、報告書を作成してください。

(10) 運搬経費は支払うが、持込先で原料等として買い取ってもらえるような場合は、どのように記載するのですか。

収集運搬の部分については、産業廃棄物処理法の適用を受けますので、マニフェストの交付も必要になります。

明確にするために、処分受託者の欄に買取業者名や有償売却した旨を記載しても構いません。

(11) 自己運搬した場合の記載方法は。

自己運搬の場合は、マニフェストを交付する必要はありませんが、処分を他人に委託する場合はマニフェストを交付する必要があります。

運搬受託者の氏名又は名称の欄に、「自己運搬」と記載してください。

(12) 中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場へ運搬する場合の記載方法は。

中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、自らが最終処分場などへ運搬する際には、その中間処理業者は収集運搬業の許可が必要です。併せてマニフェスト(2次マニフェスト)の交付も必要になります。従って、運搬受託者の氏名又は名称欄に中間処理業者名を記載します。

(13) 運搬先の住所の記載方法は。

当該の収集運搬業者が運搬する最終目的地の住所を記載します。同一業者が積替保管し運搬する場合も、最終的な目的地の住所を記載します。

(14) 運搬先と処分場所の住所が同じ場合にも記載しなければならないのですか。

通常であれば運搬先の住所と処分場所の住所は同一ですので、その場合は処分場所の住所を記載する必要はありません。

(15) 処分場所の住所は中間処理場ですか、それとも最終処分場のことですか。

事業者から排出された産業廃棄物が、最初に処分される場所の住所を記載します。

中間処理を経て最終処分される場合は、中間処分場の住所を記載します。

石綿含有産業廃棄物など、最終処分先へ直送する場合は最終処分場所の住所を記載します。

ただし、(14)で述べたように運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は記載する必要はありません。